# 北海道フード・コンプレックス 国際戦略総合特区(HFC特区)

## 記者会見資料

2011年12月22日













## 1. 総合特区について

総合特別区域推進本部(本部長:内閣総理大臣)

総合特別区域推進WG

総合特別区域基本方針(閣議決定)

#### 総合特別区域指定申請

(国際戦略総合特別区域又は地域活性化総合特別区域)

- 地方公共団体が地域協議会の協議等を経て申請
- 民間は地方公共団体に指定申請することの提案が可能
- 申請に併せ、新たな規制・制度改革や支援措置について提案

#### 地域協議会

民間実施主体 等により構成

地方公共団体,

総合特別区域基本方針

総合特区制度の意義及び目標

政策課題を解決するための突破口

- 政策課題解決の実現可能性の高い区域における取組に対して、国と地域の政 策資源を集中(規制の特例措置・税制・財政・金融上の支援措置により総合的に支援)
- 総合特別区域の指定基準
- ① 包括的・戦略的な政策課題の設定と解決策の提示
- ② 先駆性と一定の熟度

- ③ 実現を支える地域資源等の存在
- ④ 有効な国の規制・制度改革の提案
- ⑤ 地域の責任ある関与

- ⑥ 明確な運営母体
- ※ 国際戦略総合特別区域については、指定数は少数に限定

・地域の資源や知恵を地域の自立や活性化に向けて最大限利用

) 規制の特例措置/税制・財政・金融上の支援措置事項

#### 総合特別区域の指定

- 推進本部の意見を聴いて内閣総理大臣が指定
- 国と地域で課題解決の方向性を「国際競争力強化方針」「地域活性化方針」として共有

- ・国の関係行政機関・地方公共団体・事業の実施主体(民間企業・NPO等)等
- ・協議事項:・新たな規制・制度の特例措置・税制・財政・金融上の支援措置等
- ※ 協議の整った事項について構成員は尊重義務を負う
- ※ 総合特区継続中は継続的に開催し、PDCAサイクルを実施

総合特別区域計画の作成・認定 ・特例措置・支援措置の対象事業について記載



国が法令等の改正を措置(特例措置等が累次追加)

#### 〇特例措置•支援措置 ※特例措置・支援措置は、「国と地方の協議会」の協議を踏まえ、累次追加

- c--(1)規制・制度の特例
- 「①個別法・政省令等の特例 (例)建築基準法の特例、通訳案内士法の特例等

- --(2)税制上の特例
- ~-(3)財政上の支援
- ・総合特区に関する計画の実施を支援するため、各府省庁の予算制度を重点的に活用
- (-(4)金融上の支援

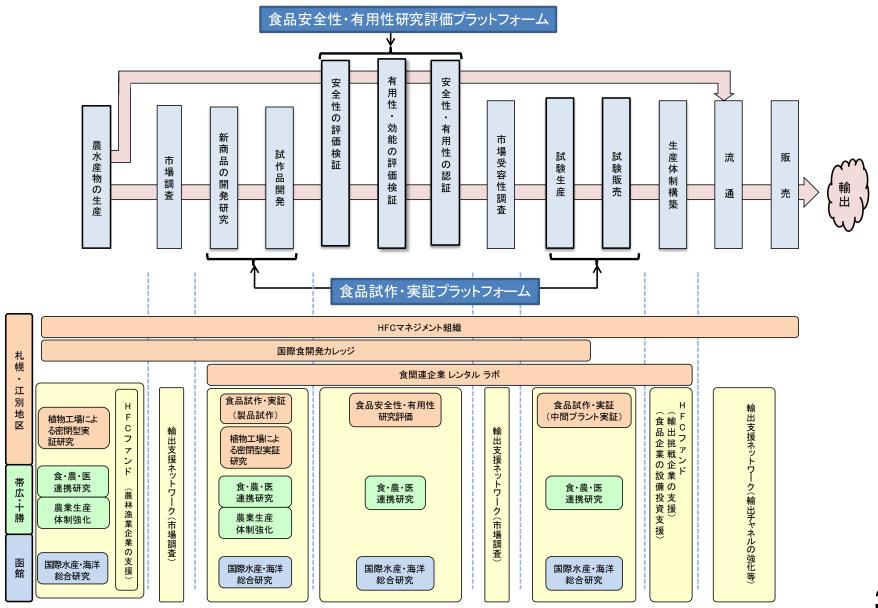
※予算額は平成23年度予算計上額

## 2. 成長著しい東アジアの食市場を獲得するHFC特区の取り組み

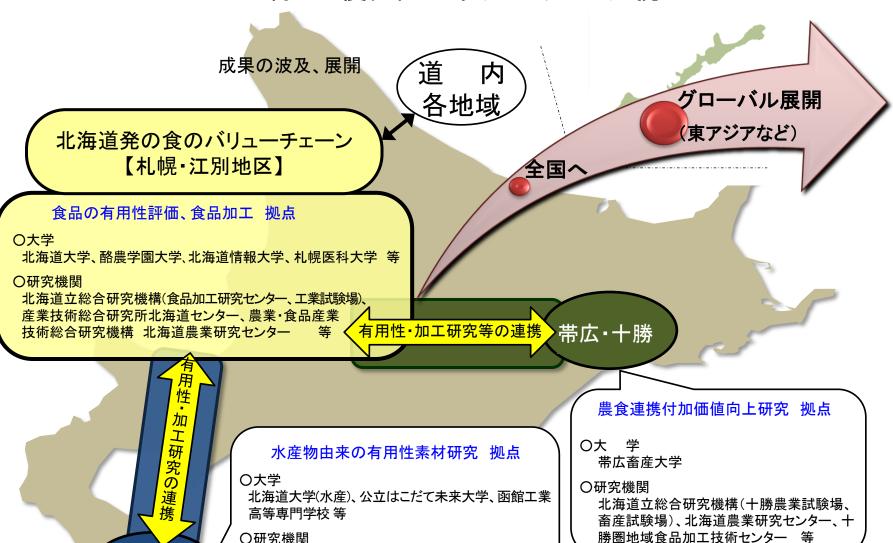
- 中国をはじめとする東アジア諸国の経済成長は著しく、2009~2016年で名目GDPは1,100兆円から2,100兆円に拡大し、食品市場規模は82兆円から175兆円に拡大する。
- 東アジア諸国においては、所得向上に伴い、安全・高品質志向、健康志向が 一層進むことから、我が国の近隣に、高付加価値食品に関する新たな巨大市 場が出現することになる。
- 食料供給基地である北海道ならではの『食の総合産業<sup>注)</sup>』の確立によって、 農水産業に加えて食品製造業の国際競争力を強化し、成長著しい東アジアの 食市場を獲得する。
- この取り組みにより、農水産品及び食品の需要を国内外で創造し、新成長戦略に掲げる『食料自給率向上(2020年50%)』並びに『農水産物及び食品の輸出拡大(2017年1兆円)』の実現に寄与する。
- その方策として、「食と健康に関する研究開発・製品化支援機能」を集積·拡充し、<u>"新たな需要(価値)創造につながる食のバリューチェーン"を確立</u>することによって、東アジアにおける食産業の研究開発・輸出拠点化を目指す。
  - 注)『食の総合産業』とは
  - ① ベースとなる農水産業の基盤強化
  - ② 一次産業と二次・三次産業との連携による6次産業化の促進
  - ③ 観光産業等との融合による食産業の更なる強化

## <HFC構想で確立する食のバリューチェーンと事業の連携>

一貫した食のバリューチェーンを構築する。



## <特色と優位性のある3エリアの連携>



北海道立総合研究機構(函館水産試験場)、道立

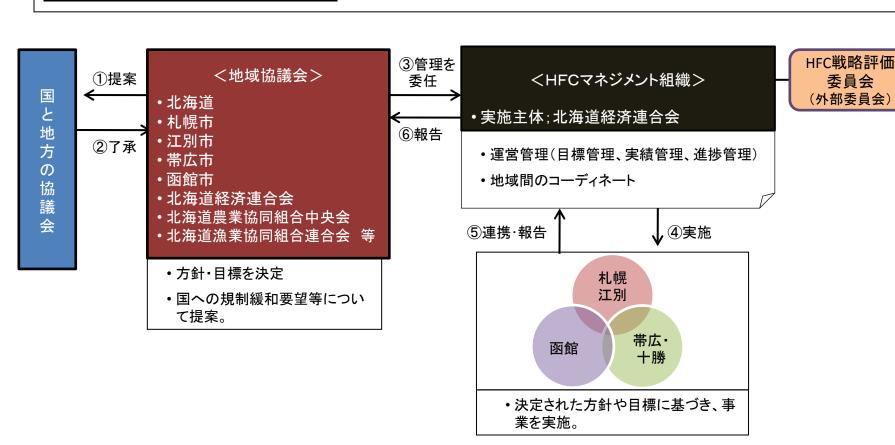
〇研究機関

工業技術センター 等

函館

## 3. HFC特区の運営体制

食に係る研究や食産業の集積において、特色と優位性を有する3ェリアの相乗効果により、国内外の市場ニーズに即した製品の研究開発及び供給体制を確立し、農水産品及び食品の生産拡大と高付加価値を実現する。そのため、北海道経済連合会が実施主体となり、「HFCマネジメント組織」を設置する。



## 4. 特区エリアにおけるこれまでの取り組み

### ○ 先端的な研究開発の促進

- ・植物由来の医薬品素材や農業品種等についての世界最先端のグリーンケミカル生産技術を実証する研究
- ・欧州委員会が、2011年の報告書において、北海道バイオ産業クラスターは世界的に有名な「メディコンバレー(デンマーク、スウェーデン)」と並ぶ高い成長段階にあると格付け
- ・ 食素材の機能性等の研究開発による評価法の確立と素材の機能評価
- ・ 江別市における食品の臨床研究(ヒト介入試験システムの構築)
- ・ 「(地独) 北海道立総合研究機構」の創設による育種と食品開発の連動等

### O 製品化促進・販路拡大

- ・「食クラスター連携協議体」の創設に基づくコーディネート機能の強化による製品化・販路形成の加速化
- ・企業立地促進法に基づく食関連企業の集積等

### 〇 農水産業生産基盤の高度化と環境との調和

- ・ 生産基盤・集出荷施設等の整備による農産物輸出の増加
- ・ 気象データ活用による病害虫発生予察
- ・ バイオ燃料利用の試験研究にもとづく生産実証試験開始 等

## 5. HFC特区の取り組み

### O HFCプロジェクトマネジメント

特区プロジェクト全体の方針策定、目標設定、運営管理、実績評価、改善計画策定等のPDCAマネジメント及び3地域間の相乗効果発揮のための連携コーディネートを担う。

(実施主体:北海道経済連合会)

### 〇 研究開発拠点の拡充とネットワーク強化

食の付加価値向上のための優位性のある加工技術の開発、有用性・安全性の研究を核に、国際的な研究開発拠点を形成し企業を集積し、国内食品企業の国際競争力を強化する。

・食品安全性・有用性研究評価プラットフォーム
(実施主体:北海道科学技術総合振興センター)

・食品試作・実証プラットフォーム (実施主体: HFCマネジメント組織)

・密閉型実証研究第2植物工場 (実施主体:北海道科学技術総合振興センター)

・国際水産・海洋総合研究センター (実施主体: 函館市)

・食・農・医連携研究センター (実施主体:帯広市)

#### ○ 支援基盤の整備

国際競争力を強化するために、企業向け研究の場を提供し企業集積を促進する。また、専門人材の育成、輸出支援機能の強化及び金融支援制度による投資の促進を図る。

・食関連の研究・教育支援基盤の整備 (実施主体:北海道科学技術総合振興センター等)

・輸出支援ネットワーク化事業(実施主体:貿易支援機関)

・HFCファンドの創設 (実施主体:投資事業有限責任組合)

#### 

畑作農家と畜産農家の連携や先駆的技術の活用により、安全で高品質な農畜産物を安定的に供給する生産体制を確立する。さらには農業由来の未利用バイオマスの有効活用により農業経営の安定化を進める。

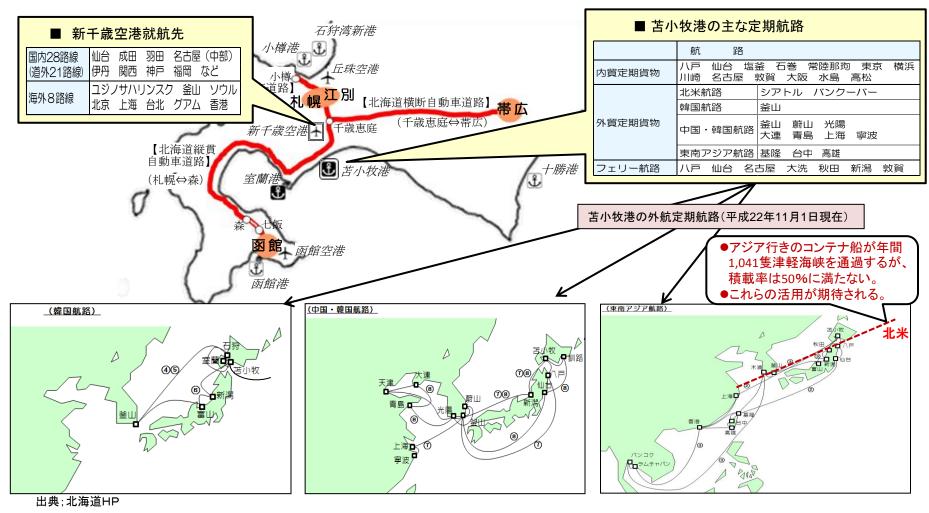
・大型堆肥センター、飼料調整施設(TMRセンター) (実施主体:地域コントラクター、生産者組織、農協)

・リモートセンシング技術等による農作物の管理 (実施主体:企業、帯広畜産大学、酪農学園大学)

・余剰農作物等を有効活用したバイオエタノールの高度利用 (実施主体:企業、帯広市、財団法人+勝圏振興機構)

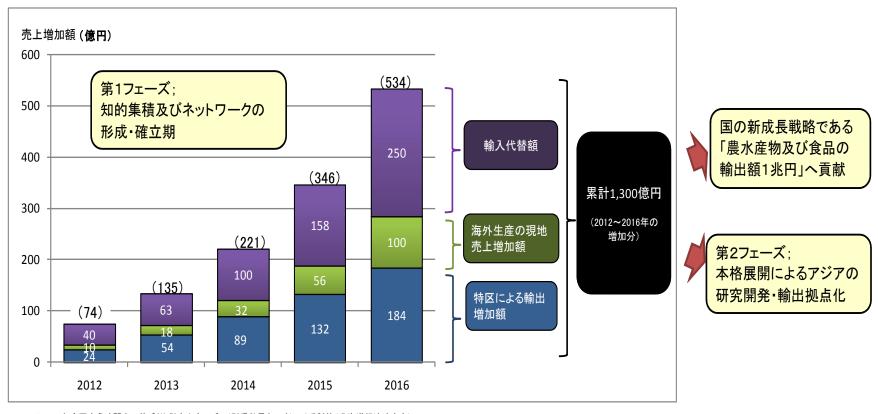
## 6. 東アジアへの国際物流戦略

北海道内の物流の結節点にあたる苫小牧港および新千歳空港は、中国・韓国等の東アジアと 北米を結ぶ国際物流の結節点でもある。この地理的優位性を活用して、多くの実績のある苫小 牧港と新千歳空港を拠点として、国内外に広がる物流ネットワークを形成する。



## 7. HFC特区の売上増加額の目標

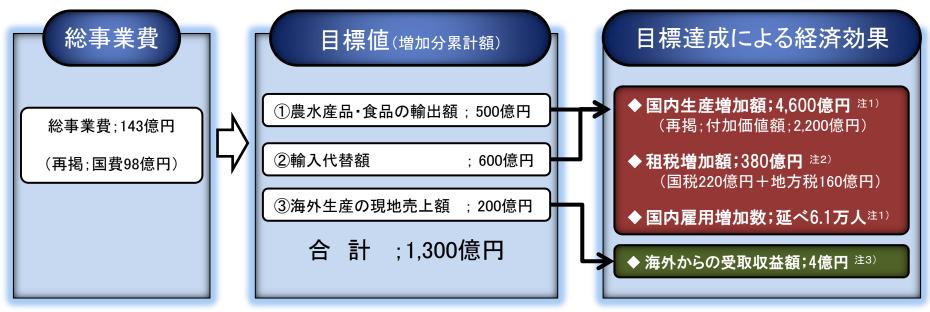
- ・農水産品・食品の売上増加目標額は、第1フェーズの目標として2010年に対する5年間(2012年~2016年まで)の**累計で1,300億円**とする。
- ・この目標の達成による経済効果は、全国の生産誘発額で4,600億円、雇用創出で延べ 61,000人相当と推計される。



<sup>※2005</sup>年全国産業連関表に基づく均衡産出高モデル(所得効果を反映)による試算(北海道経済連合会)。 ※本試算には食料品製造企業の海外進出による売上額は含めていない。

## < HFC特区の費用対効果(第1フェーズ) >

本特区の第1フェーズ(2012-2016年の5年間)の目標値は、売上増加分累計額で1,300億円である。 経済効果が総事業費143億円(国費98億円)を大きく上回ることから、本特区は高い費用対効果が見込まれる。 なお、事業の実施に当たっては、PFIの活用などにより、費用対効果の一層の向上を図る。



- 注1)「平成17年全国産業連関表」に基づく均衡産出高モデル(所得効果を反映)による試算(北海道経済連合会)。
- 注2) 2000年~2010年における、以下の比率に基づく。 名目GDPに対する租税総額の比率(年平均値16.9%)、租税総額に対する国税の比率(年平均値57.4%)。データ出所;「国民経済計算年報」(内閣府)、「地方税に関する参考計数資料」(総務省)。
- 注3) 2007年~2009年における、以下の比率に基づく。 食料品製造企業の、現地法人売上額に対する現地法人からの受取収益額の比率(年平均値1.7%)。データ出所;「海外事業活動基本調査」(経済産業省)

#### (参考:中長期的な目標とその経済効果)

本特区がオランダにおけるフードバレーと同様の効果をあげ、日本の食料品輸出額がオランダと同程度にまで増加する(<u>5兆円増加</u>)と想定し、その経済効果を試算した。結果は<u>国内生産増加額22兆円、雇用増加数は延べ178万人</u>であり、本特区の可能性は極めて大きい。

## 8. HFC特区の主な事業の行程

〈第1フェーズ(助走期);2012年~2013年>

● バリューチェーン確立に向けて知的集積及びネットワーク化を進め、企業の研究開発の促進により着実に成果。

〈第1フェーズ(充実期);2014年~2016年>

● バリューチェーンを充実し、企業の新製品開発及び販売を強力に支援することにより、成果を拡大。

<第2フェーズ(本格展開);2017年以降>

●東アジアの 製品開発及び輸出拠点として、自律的に発展、成果を急拡大。

	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017以降
食HFCプロジェクトマネジメント事業		(実施)					
食品安全性·有用性研究評価		(既存機関との提	携による機能の一部稼働)				
プラットフォーム		/ DT + DD + 14 DD / _	17 *******	(本格的機能整備)			
食品試作・実証プラットフォーム		_ (既存関連機関に	よる一部機能の充実)	(本格的機能整備)			
密閉型実証研究植物工場	(第1植物工場)	(竣工)	第2植物工場)				
国際水産・海洋総合研究センター			(i	竣工) _▼			
食・農・医連携研究センター (2016年以降に竣工)							(竣工予定)
食関連の研究・教育体制				(整備)			
輸出支援ネットワーク化		(整備)	(創設)				
HFCファンド			▼				
農業生産基盤整備事業		(実施)					

## 9. 取り組みに必要な支援措置等

注) 本特区で要望する規制、税制、財政の特例措置 のなかから主な事項を記載 (特例措置要望件数合計54件 規制、税制、財政の各項目に重複する要望あり)

#### ○ 本特区で提案する規制の特例措置抜粋(全32件)

#### <研究開発拠点の拡充とネットワーク強化事業>

・公的研究資金の交付決定前支出に対する運用拡大、年度繰り越し手続きの簡素化等の弾力運用

(「補助金等適正化法」関連)

・特区認定商品の有用性(機能性を含む)表示制度の緩和

(「健康増進法」関連)

・密閉型実証研究植物工場において研究・開発した種苗の品種登録までの審査期間の短縮(「種苗法」関連)

#### <支援基盤の整備 >

・外国人研究者の永住許可、在留資格審査要件の緩和

(「出入国管理法」関連)

・荷主の異なる混載貨物に対する「コンテナ扱い」の適用緩和

(「関税法」関連)

#### <農業生産体制強化事業>

・農業コントラクターの一般貨物自動車運送事業の許可要件の緩和

(「貨物白動車運送事業法」関連)

・空撮用無人ヘリコプターの飛行許可の緩和

(「航空法」関連)

#### *○ 本特区で提案する税制の特例措置抜粋*(全8件)

・研究開発を促進するための特別控除制度の継続

(「租税特別措置法」関連)

・農業生産法人への農地権利移動に関わる譲渡所得税の軽減

(「和税特別措置法」関連)

### *〇本特区で提案する財政支援の特例措置抜粋*(全19件)

- ・食品安全性・有用性研究評価プラットフォームの確立に資する「拠点裁量型研究制度」の創設
- ・食品試作・実証プラットフォームの充実に資する「地域産学官共同研究拠点整備事業」の創設

